

平成29年度第1回生駒市国民健康保険運営協議会会議録（要旨）

1. 日時 平成29年8月24日（木）午後2時

2. 場所 生駒市役所4階 401・402会議室

3. 出席者

（委員）

澤井会長・中谷会長代行・福中委員・伊木委員

萩原委員・霜田委員

城山委員・山本委員・池田委員

辻本委員

（事務局）

小紫市長・影林福祉健康部長・増田福祉健康部次長・

奥谷国保医療課長・堤国保医療課課長補佐・藤川国保係長・山本

4. 議事内容

（1）開会

（2）市長挨拶

（3）会長挨拶

（4）議事録署名委員について

（5）審議案件

1. 会議の公開・非公開について

2. 平成28年度生駒市国民健康保険特別会計決算（案）について
3. 国民健康保険税条例の改正について
4. 市町村国保の県単位化に関する取り組みについて
5. その他

(6) 閉会

5. 審議結果

平成28年度生駒市国民健康保険特別会計決算（案）について

承認

6. 質疑等

(1) 会議の公開・非公開について

【事務局】 本会議は「附属機関及び懇談会の会議の公開に関する基準」第2条に基づき、原則公開となっております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【会長】 ただ今、事務局から説明がありましたが、このことにつきまして、何かご意見はございませんか。

【委員】 異議なし。

(2) 議事録署名委員について

【会長】 議事録署名委員について会長の私から指名させていただいてよろしいでしょうか。

【委員】 異議なし。

【会長】 異議なしということですので、私から指名させていただきます。萩原委員と城山委員のお二人をお願いいたします。各委員におかれましては、後日事務局から議事録作成次第ご署名を頂戴に参りますので、よろしくお願いいたします。なお、議事録は要点のみ記載させますので、ご了承いただきたいと思います。

(3) 平成28年度生駒市国民健康保険特別会計決算(案)について

【事務局】 平成28年度生駒市国民健康保険特別会計決算(案)について、お手元の資料に従いまして説明いたします。

資料説明

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【会長】 ただ今、事務局から説明がありましたが、委員のみなさま何かご質問はございませんか。

【委員】 療養費の推移は減少しているが、療養費のレセプト点検の効果も、前年度と比較し減少しているのでしょうか。

【事務局】 平成27年度は、約17,200件のうち約2,100件のアンケートを送付し、270件のレセプトに疑義ありとしております。また、平成28年度は、約17,700件のうち約1,900件のアンケートを送付し、約140件のレセプトに疑義ありとしております。

【会長】 他にございませんか。

無いようですので、平成28年度生駒市国民健康保険特別会計決算(案)を承認いただいたということで、本案件を終わらせていただきます。

(4) 国民健康保険税条例の改正について

【事務局】 案件の(3)国民健康保険税条例の改正についてご説明いたします。12月定例会に上程を予定しておりますのは、2点ございます。1点目は、国保税限度額の見直しでございます。平成29年度の限度額を85万円に改定をいたしました。が、国の基準では、平成28年度からは、89万円となっており、生駒市と国の

基準とでは、現在4万円の差がございます。また県内他市町村につきましても、平成29年度からは、生駒市を除く全市町村が89万円に改正されていること、平成30年度の国保県単位化の際には、他市町村との整合を図る必要があることから、平成30年度からは、85万円から4万円の引き上げを行い、89万円に改正をお願いするものでございます。現在のところ、平成30年度の国の基準が未定ですので、89万円から変更になった場合は、同基準に改正をお願いする予定でございます。

2点目は、国からの詳細が提示されておりませんが、国民健康保険法改正に伴い、条文整理がある予定でございます。

資料説明

以上で説明をおわります。ご意見をよろしくお願いたします。

【会長】 ただ今、事務局から説明がありましたが、委員のみなさま何かご質問はございませんか。

【会長】 質問がありませんでしたので、本案件の審議を終わらせていただきます。

続きまして、その他の案件の説明をお願いします。

(5) 市町村国保の県単位化に関する取り組みについて

【事務局】 案件の(4)市町村国保の県単位化に関する取り組みについてご説明いたします。国民健康保険法の改正により、平成30年4月から、市町村に加え、都道府県も国民健康保険制度を担うこととなり、国民健康保険の県単位化が施行されます。この取組みの内容につきましては、奈良県・国保連合会及び市町村と協議、検討を進めてきました。その内容等について、現時点での整理をさせていただいております。

まず、県単位化に関する基本理念としまして、持続可能な国保制度とすること、2点目は、県内のどこに住んでいても、同じ所得水準・同じ世帯構成であれば、同じ保険料水準になることを目指す。また3点目ですが、国民健康保険法に基づき平成30年度から県単位化に移行しますが、制度改正に伴う激変緩和措置を講じた後に、保険料水準の統一化を目指す。と

いったことを基本的な考え方としております。県単位化により実現すべき効果として4点挙げております。①市町村の国保財政の安定化・健全化、②市町村の国保事務の効率化・負担軽減、③医療費適正化対策の効果的な取組による医療費支出の適正化、④被保険者の保険料負担の公平化、健康の保持増進、ということでございます。平成29年度までは、県内39市町村それぞれが保険者として国保制度を運営しているわけですが、平成30年4月からは県も保険者となり、県と市町村が連携して国保制度を運営することになります。県は、県内の統一的な運営方針として国保運営方針を定め、県・市町村が連携して、安定的・効率的な国保運営を行っていくために、国保財政運営の責任主体として、市町村ごとに納付金を割り当て、併せて市町村ごとに標準保険料率を提示するとともに保険給付に必要な費用の全額を支払う。また、事務の共同化・標準化を推進するといった役割を担うこととされているところでございます。また、市町村の主な役割といたしましては、保険料率の決定、賦課・徴収、納付金を県に対して納付すること。県単位化後も市町村個別の国保特会は存続しますが、赤字補填等が目的の法定外一般会計繰入あるいは前年度繰上充用等は、各市町村において計画的・段階的に解消・削減を図る必要があるという方向で整理がなされているところでございます。県単位化後の納付金、保険料率の算定の流れにつきまして、新たに導入する内容そして変更内容等について整理をしております。新たに導入する点につきましては、県全体の保険給付費の総額から公費等を差し引いた後の額を、各市町村に納付金として割り当てを行う納付金制度の導入でございます。そして、その納付金の割り当てにあたりましては、国庫負担金などの公費等は、県がまとめて交付を受け、県全体で分かち合い、被保険者の所得水準、被保険者数・世帯数に応じて算定することとなりました。その際、各市町村の医療費水準は考慮しないということになっております。そして、各市町村が被保険者に対して、賦課する額につきましては標準的な収納率を反映させるということになっております。

次に激変緩和措置につきましては、納付金制度の導入等制度改正に伴い、保険税負担が増加する市町村に対して、激変緩和措置を講じることとなっております。また、市町村における収納率向上、あるいは医療費適正化等の取組努力を評価し、支援するインセンティブ制度

を構築・運用することになっております。県による激変緩和措置（案）について整理をさせていただきます。納付金制度の導入等制度改正に伴って保険料負担が増加する市町村に対しまして、6年間の基本として、激変緩和措置を実施するという案で、協議・検討されているところでございます。なお、措置の対象外ということで、医療費の上昇によって見込まれる増加分、並びに赤字補填や保険料軽減が目的の法定外一般会計繰入等は、この激変緩和措置の対象外となる方向で検討が進められているところで、期間の6年間につきましても、激変緩和措置の新たな財源として特例基金が設けられることになっておりますが、その基金の措置期間が6年間とされておりますので、6年間の基本として協議・検討が進められているところでございます。平成29年度が現行制度によるものでございまして、平成30年度から35年度の6年間に激変緩和措置を講じた後に、平成36年度から県単位化へ完全移行を目指すという方向で検討されているところでございます。次に、県単位化に伴う国保事務の共同化・標準化等の方向性について（案）でございます。県単位化に伴い、国保連合会に「（仮称）国保事務支援センター」を設置し、国保事務の共同化等に取り組み、市町村の事務の負担軽減や効率化を図っていかうとするものです。主な取組内容につきましては、まず業務の集約化の観点から、現在、市町村で個別に実施、あるいは委託して実施されているものを平成30年度から同センターで実施しようとするものです。次に、インセンティブ制度の検討の方向性（案）でございます。各市町村の国保運営、医療費適正化等の取組について、努力や成果を評価することにより更なる取組への動機付けとなるような制度設計が検討されております。検討の方向性としましては「市町村間の公平性・納得性」や「制度運用の安定性」の観点からできるだけシンプルな制度とすることとし、努力・成果等の評価項目に基づいて、市町村ごとに評価し、インセンティブに活用できる財源総額から配分する仕組みを検討していくこととされております。最後に県単位化のスケジュールに（案）についてでございます。今年の3月1日及び7月4日に「市町村長会議」が開催され、「県単位化の制度設計」に関する案の合意形成が図られたところです。また、9月上旬以降に、平成29年度予算ベースでの納付金の試算結果が県から示される予定です。その試算による概算の納付

金額につきましては、間に合えば9月の定例会市議会で提示させていただく予定をしておりますので、ご了承くださいますようお願いいたします。さらに、11月末には、納付金の「仮算定」が、1月末には「本算定」が示され、平成30年度に支払うべき納付金が確定します。県内では、比較的被保険者の所得が高い本市におきましては、負担の比重が大きくなると考えられ、本市の保険税が値上げとなる可能性があります。その負担の増加に対しましては、激変緩和措置がとられることとなっております。また、国民健康保険財政調整基金をうまく活用しながら、市民の皆様にご負担をかけないように、引き続き県に要望していきたいと考えております。

資料説明

【会長】 ただ今、事務局から説明がありましたが、委員のみなさま何かご質問はございませんか。

【会長】 県単位化に伴い、(仮称)国保事務支援センターの設置は、いつからでしょうか。

【事務局】 平成30年4月の設置予定でございます。

【会長】 (仮称)国保事務支援センターで行われる予定の保険給付適正化業務とはどのようなものでしょうか。

【事務局】 業務について、奈良県も検討中ではありますが、例として各市町村ごとに実施している療養費のレセプト点検を、県で一括し集約化等を考えているということです。

【委員】 近年、高額薬剤がでてきているが、対象件数等を調べることは、可能でしょうか。

【事務局】 システム上、高額なレセプト等を把握することはできますが、診療内容等を調べるのは、難しい仕組みとなっております。

【委員】 医療費が増加傾向にある中、高額薬剤が出てくると財政面で大きな影響が出てくると思います。医療費分析ができるシステムが必要でないでしょうか。

【事務局】 各市町村ともに、医療費分析が弱点となっているので、県単位化に向け、生駒市

からも奈良県へ要望していきたいと思います。

【会長】 他にございませんか。案件の審議を終わらせていただきます。

続きまして、その他の案件の説明をお願いします。

(5) その他

【事務局】 その他の案件としまして、「医療費適正化について」、「福祉と健康のつどい」の2件について、お手元の資料に従いまして説明いたします。

資料説明

医療費適正化について5つございます。1つ目といたしまして、生駒市医療費等適正化推進委員会を1回開催し、医療費適正化事業や市民啓発施策、データヘルズ計画策定などへの助言をいただきますとともに、医療費等の分析などを行いました。

2つめに、医療の適切な利用に関する市民への啓発といたしまして、保険証発行時と納税通知書送付時に、啓発パンフレットを配布しました。

また、平成28年9月10日には、キューピー株式会社研究開発本部の妻谷様をお招きし、「楽しく食べて健康に」と題しての講演会を開催し、約700名の参加をいただきました。

3つめに、ジェネリック医薬品利用推進といたしまして、ジェネリック医薬品の先発医薬品薬との差額通知の送付を行い、その結果といたしまして、ジェネリック医薬品にかかる年間の削減効果額は、約7,100万円で、平成29年2月末のジェネリック医薬品の利用率は59.578%となり、差額通知開始前から約26%増加しました。これまでの削減額の累計は、約2億3,900万円となっています。

4つ目に、柔道整復等レセプト点検委託でございますが、これは、内容に疑義のあると思われる請求に対し、受診された方に直接診療内容を照会し、請求内容が正しいかどうかを専門業者に委託して行っております。平成28年度におきましては、約17,700件の点検を行い、疑義がある受診者に対して約1,900件の

照会を行いました。

5つ目に、保健事業の推進といたしまして、特定健診・保健指導の受診向上のため、平成28年度は、休日集団健診を9月、11月、1月に実施し、委託により電話による受診勧奨を行いました。こうした取り組みにより、受診率は36.1%となり、前年度並の結果となりました。また、重症化予防の取組といたしまして、「糖尿病等治療勧奨推進(レッドカード)事業」を奈良県と共同して行いました。さらに、「腎機能10歳若返り教室」と題しまして、生活習慣の改善で慢性腎臓病の改善、進行の予防ができる見込みのある軽度の方を対象としまして、保健師及び管理栄養士による教室を開催しました。また、平成29年度からは、「重複服薬対象者指導事業」としまして、保健師が指導を行う予定をしております。

【事務局】 続きまして、「福祉と健康のつどい」の開催につき、ご報告いたします。

福祉と健康のつどいは、市民皆さま一人ひとりが、健康で生きがいを持って過ごすことができるよう、福祉と健康への理解と関心を深めていただくことで、健康の増進と生活の向上を図ることを目的に、平成9年度から毎年開催しておりますが、本年は9月2日、土曜日の午前10時から午後4時まで開催いたします。

資料説明

委員の皆さま方のご参加をお願いいたしますとともに、お知り合いの方々へのご案内をよろしくをお願いいたします。

報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

【会長】 他にご意見等はありませんか。

無いようでしたら、案件の審議を終わります。

【事務局】 次回の運営協議会の開催は、国保の県単位化の取り組みに係る内容で、11月に予定しておりますのでよろしくお願いいたします。

【会長】 以上をもちまして本日の協議会を終了させていただきます。長時間にわたり、大変ご苦勞様でございました。